明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三七）　一
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（**国土交通**八三）　一四
〔告　示〕
○平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を改正する件（**国土交通**一三一〇）　一八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、公示送達関係　一九
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　四二
特殊法人等
令和元事業年度財務諸表（独立行政法人国立公文書館・独立行政法人国際観光振興機構）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　七五
会社その他　七六
会社決算公告　七六

省令

○文部科学省令第三十七号

産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定に基づき、産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十六日

文部科学大臣　萩生田光一